

部活動実施計画

1 部活動の重要性

学習指導要領では、「予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけられるようにすることが重要である」とある。

中学生としての望ましい態度・習慣を形成することは中学校教育における責務でもある。

体力の向上や健康・安全の保持増進、専門的知識・技能・感性を著しく向上させるには、部活動は極めて効果的な活動である。また、責任・協力・寛容・明朗・気力・忍耐等の心・精神面と体力・競技力等の体育面を養う教育として有効な教育活動である。

以上のことを鑑みて、本校においては、「心身一体」をスローガンに、生徒の正常な発達・育成を図るため、日々の指導を行う。

2 部活動の教育上の位置づけ

平成29年度告示された学習指導要領では、総則に以下のように述べられている。

特に、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領（平成29年度告示）

3 部活動の目標（ねらい）

- (1) 自主性・自発的な活動を促進し、自分たちの力で集団生活をより楽しく、よりよいものにする態度や実践力を養う。
- (2) 共通の興味や関心を基盤とした集団生活を行なう中で友情を深め、社会性を養いつつ、教師と生徒、生徒間の豊かな人間関係を育てる。（いじめ等を行わない）
- (3) 体力の向上、精神、情操の陶冶（とうや）と勤労を尊ぶ態度を育てる。

4 基本方針

本校における部活動は学校の教育活動の一環として行い、「那覇市運動部活動のあり方に関する方針」を基に、部員、保護者、指導者の三者が連携を密にしながら活動する。

※本年度、学校経営の「指導の重点」にある以下の6点について、重視する。

- ①部員間の人間関係を育てるとともに、個性の伸長、社会性の育成を図る。
- ②安全指導・感染症対策に十分留意し、部活動総下校時刻の徹底など、時間のけじめをつける。
- ③部運営及び諸問題の解決が図られるよう部顧問会を定期的開催する。
- ④部活動の活性化と適正化を図るために部活動保護者会と連携を密にする。
- ⑤「部活動での指導のガイドライン」を受けて、那覇市教育委員会・県・地区中体連の方針に沿った運営をする。
- ⑥本校の「部活動に係る活動方針」を策定し、計画的な運営と実践について公開する。

5 部活動の組織

(1) 顧問

顧問は本校職員であたり、原則として全職員で顧問を担当することとする。教師の特技・趣味・関心を考慮の上学校長が委嘱する。

(2) 外部指導者

各部の運営上、必要ならば学校長が委嘱する。ただし、その外部指導者は学校の基本方針を理解し、顧問と協力しながら指導できる方に限る。※詳しい内容は後述。

(3) 部活動の円滑な運営に資するために、部活動顧問会を設置

① 教師の係

(・部活動主任 ・部活動会計 ・各部活動顧問 ※顧問は2人以上体制とするので、各部で相談して役割分担を行う)

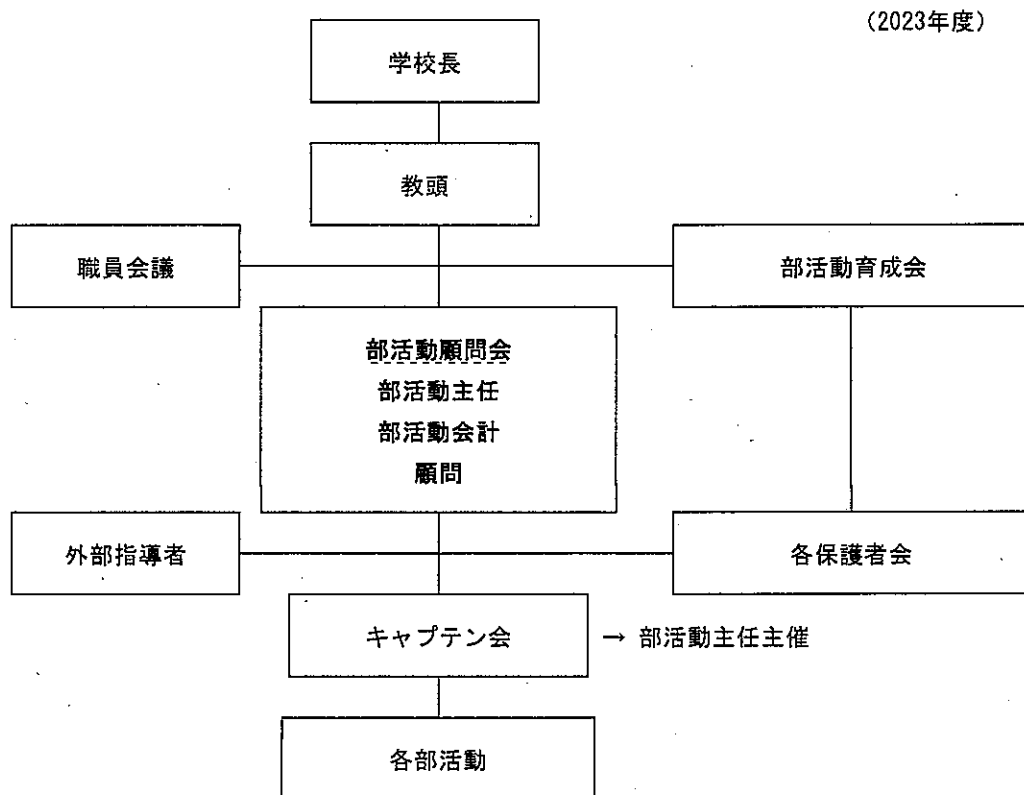
② 部活動顧問会

部活動運営に関するあらゆる問題について適宜話し合う。

6 申し合わせ事項

- (1) 部員の生活指導に関しては、学校長、教頭並びに生徒指導主事、学年生徒指導担当教師、部活動顧問及び全職員との密接な連携をもとに行う。
- (2) 県内における対外試合等の参加及び派遣については、校長が許可をし、保護者の同意を得て、顧問及び本校教諭、運動部活動指導員が引率する。
- (3) 県を代表しての県外派遣の場合は、職員会の意向を十分に考慮した上で学校長が決定し保護者の同意を得て、顧問及び本校教諭、運動部活動指導員が引率する。
- (4) 部活動顧問会は適宜行う。キャプテン会は、必要に応じて設け、諸問題解決に当たる。
- (5) 朝のあいさつ運動と朝清掃活動を輪番制で行う。

7 部活動の組織図



【 令和5年度 各部活動の顧問・部活動指導員・コーチ名 】

部活動数	部活名	顧問名		コーチ名
		主顧問	副顧問	
1	男子バスケットボール	加世堂 航	玉城 朗	與那原務
2	女子バスケットボール	山内 美乃里	上里 綾乃	
3	男子バレーボール	金城 直樹	與座 賢二	
4	女子バレーボール	嘉数 守斗	大城 麻乃	岸本勝
5	男子バドミントン	長堂 嘉偉	高里 三奈子	
6	女子バドミントン	比嘉 竜也	加治工 秀和	
7	野 球	仲本 政毅	大島 悟	富永実臣・齋藤範之
8	サッカー	玉城 亮	宮里 綾子	
9	男子ハンドボール	垣花 一斗	城間 未菜	神里力
10	男女硬式テニス	玉城 光吉	・長岐公平 ・新垣百代	
11	男女ソフトテニス	仲宗根 歩	・武野麻衣子 ・玉城宏明 ・波名城祥子(女子・部活動指導員)	新垣義治(男子)
12	卓 球	池原 幹	中島 裕子	
13	吹 奏 楽	金城 昂也	美差 礼子	

	競 技 名	引率者	申し込み等	コーチ名
14	水 泳 空 手 柔 道	石田陽一郎(校長) 小渡沢子 赤嶺美奈子	赤嶺美奈子 小渡沢子 名渡山兼和	

15	イラスト同好会	江洲千鶴子
----	---------	-------

16	陸上競技・駅伝	松堂恭文
----	---------	------

- ※ **14** 太線で囲まれている部活は校内の部活ではなく、校外の地域で活動を行って鏡原中学校代表として出場しています。
- ※ **15** 点線で囲まれているのは部活ではなく、イラストが好きな生徒が集まって放課後活動をしている同好会になります。(土日・祝日の活動なし)
- ※ **16** 点線で囲まれているのは年間を通して、体力向上と技術向上の取り組みが行われている活動です。部活動と並行で活動しています。

8 部の設置について

(1) 部の設置基準

- ① 設置を希望する生徒が、10人以上いること。
- ② その生徒の保護者が、その部の結成を真剣に考え、運営に協力すること。
- ③ 顧問がいること。

(2) 手続き

- ① 部活動顧問会で検討する。
- ② 職員会議において審議する。
- ③ 承認された場合、学校長の承諾を得、設置する。
- ④ 全職員に報告する。

9 部の廃部について

(1) 部の廃部基準

- ① 部員に関心・意欲・向上心が無く、問題行動を起こす部員の多い部。
- ② 顧問の確保が困難で、指導ができない状況にある部。
- ③ 部員が10人に満たず、活動に支障のある部。
- ④ 部員・保護者・顧問が廃部を希望する部

(2) 手続き

- ① 部活動顧問会で検討する。
- ② 職員会議において審議する。
- ③ 承認された場合、学校長の承諾を得、廃部にする。
- ④ 全職員に報告する。

10 同好会について

- ① 興味・関心を共にし、鏡原中学校の生徒としての活動を中心に行うものについては、申し出により同好会の設置を認めることとする。その際、顧問教師の確保が必要である。
- ② 同好会設置および教育的価値の是非については、生徒および顧問予定教師から説明を受け、職員会議等を経て、校長が判断し決定する。
- ③ 同好会の各種コンクールやコンテスト等の出場については、活動実績等により判断しそれを認めることもあり得る。
- ④ 同好会といえども何らかの形で保護者の承認を得ることは必要である。
- ⑤ 活動については下校時間までとし、休日等の活動については校長の承認を得るものとする。

※同好会の顧問については、部活動の顧問の人数体制にもよるが、原則として一役とみなす。

11 部活動指導員についての留意事項（学校教育法施行規則に則って）

【採用の方法】

部活動指導員の採用については、派遣を希望する校長の推薦を受け、かつ、次に掲げるいずれかの要件を有する者を、面接及び書類選考により、総合的に勘案して行う。

- ① 教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者
- ② 公益財団法人日本スポーツ協会が定める加盟団体規定第2条第1号に規定する加盟団体が認定した指導資格を有する者
- ③ 学校の部活動において指導した経験を有する者又は地域のスポーツ活動において指導経験を有する者
- ④ 指導を必要とする部活動の種目において、技術指導が可能と認められる20歳以上の者

※部活動指導員は、学校教育課に所属するものとし、校長からの申請に基づき派遣する。

【部活動指導員の職務】

①部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行なわれるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な志道に従事すること。

②部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

- I. 実技指導
- II. 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- III. 派遣先の学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- IV. 用具・施設の点検管理
- V. 部活動の管理運営(会計管理等)
- VI. 保護者への連絡
- VII. 年間、月間指導計画の作成
- VIII. 生徒指導に係る対応
- IX. 事故が発生した場合の現場対応等

※部活動指導員は、部活動を担当する教諭等と情報を共有しなければならない。

③校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記②にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。

12 外部指導者(コーチ)を登録にあたっての留意事項 (沖縄県中学校体育連盟に則って)

※部活動の方針を確認するため、外部指導者(コーチ)の面談を行う。

参加者【学校長・部活動主任・顧問・外部指導者(コーチ)】

県への登録は2名までとし、ベンチ入りできる人数は登録された者の中から1名のみとする。尚、申請時期は5月と9月の年2回とし、下記の事項については登録を認めないものとする。

- (1) 学校間にまたがる二重登録
- (2) 同一校における異種競技の同時登録
- (3) 学校教員の他校における登録
- (4) 同一校・同一競技における男女同時登録

※ (1)・(3) については特殊な競技(未普及競技など)に関しては認めることを基本とし、競技専門部からの要望があった場合、評議員会で審議決定をする。但し、(3) については異校種教員を対象とする。(中学校教員は認めない)
また、(4) については専門部の事情を考慮し専門部の話し合いを経て評議員会において承認された競技については認めるものとする。

13 活動計画

(1)活動日

- ①平日:2時間程度
- ②土曜:日曜:祝日(学校休業日):3~4時間程度

(2)休養日

- ①休養日は(週2日:水曜日、土曜・日曜1日)休業日とする。
○各部の活動計画に基づき、週2日を設定する。

(3)部活動停止日

- 毎月第3日曜日(「家庭の日のため」)
- テスト前(5教科:7日前、技能教科:3日前)

*大会(発表会)前で活動を行う場合は、活動許可願いを申請し、学校長の許可を受け た場合、指導教師か、代理の教師がつくことを原則とし1時間程度とする。

(休日の場合は2時間程度)

(4)活動時間

①活動終了

A期	【4月~9月】	18:30まで活動	(総下校完了	18:45)
B期	【10月】	【2月~3月】		
		18:15まで活動	総下校完了	18:30)
C期	【11月~1月】	18:00まで活動	総下校完了	18:15)

②早朝練習を顧問が必要と認めた部は、学校長の許可を受けて、「承諾書」を保護者が記入。顧問が参加する生徒の「承諾書」とともに、再度顧問が学校長へ「許可願」を正式に提出する。その後、顧問の下、活動することができる。時間は**7時50分**までとし、朝の活動や学習に影響や支障がないようにする。

③30分の時間延長を顧問が必要と認めた部は、学校長の許可を受けて、「承諾書」を保護者が記入。顧問が参加する生徒の「承諾書」とともに、再度顧問が学校長へ「許可願」を正式に提出する。その後、顧問の指導の下に活動することができる。

14 部活動力夫見貝

- (1)活動は「顧問(教職員)及び部活動指導員、正式に委嘱された外部指導者(外部コーチ)」がついて行う。(校外で練習を行なう場合は、安全面・練習内容を確認し、活動を行う)
- (2)顧問や部の方針に従い、部員は互いに協力する***部内でのいじめは決して行わないこと**
- (3)活動日、活動時間を厳守する。
- (4)部室の管理は、顧問の責任のもと、部員が協力して整理整頓する。
※顧問は清掃週間を利用するなどし、定期的に部室の状況を確認する。部室内でのいじめ等、問題行動が起こらないように注意すること。
- (5)部活動よりも、学校行事、学級の仕事を最優先し、他に迷惑をかけないこと。
- (6)万が一事故発生の際は、顧問または職員にすぐに連絡を取り適切な指示を受ける。
- (7)休日、長期休業を問わず学校内への自転車の乗り入れ、自転車通学を禁止する。
- (8)校内での携帯電話の使用は、一切認めない。ただし、土日祝祭日における校外での活動や対外試合等での使用に関しては、顧問の許可があれば認める。
- (9)鏡原中学校生徒としての本分を守らない生徒または、本規則を守らない生徒及び部活動に対し、活動停止、対外試合禁止処分を部活動顧問会で審議の上、学校長が決定を下す。

15 部員の資格

鏡原中学校に在籍する生徒で、学校長、保護者、顧問が許可した者であると同時に、部活動を通して心身の鍛練を行おうとする生徒であること。

16 部員心得

- (1) 自主的、自発的、意欲的、創造的な練習に努める。
- (2) 教師（顧問）の指導を素直に受け入れる。
- (3) 部員は、常に健康安全面に気を配って活動する。
- (4) 礼儀正しく、身なりを整え、言葉遣い、時間のけじめがあり挨拶ができる。
- (5) 他校との練習は、顧問と相談・確認し決定する。
- (6) 各部活動で決められた服装で行う。
- (7) 各部活動の備品を大切にし、使用した施設の保清をする。
- (8) 部員は学校代表としての自覚を持ち、部員の心得を守る。

17 事故発生時の処置

- (1) 傷病者に対して、精神的な安堵感を与えると同時に誠意を持って事故処理にあたる。
- (2) 判断や処置については、細心の注意を払って手早く処置し、その場で実施可能な応急処置を行う。
- (3) 傷病者の程度によっては、救急車、保護者、学校長その他関係機関に連絡し、治療処置の対策をとる。
- (4) 事故発生に関する状況をもとに、その問題点を明確にし、反省と改善について全員に共通理解を図り、今後同様な事故が発生しないよう安全管理と対策を徹底する。
- (5) 部活動や学校教育活動全体の中における安全指導・管理については、学校長・教頭・部活顧問及び指導者は、上記のように十分に配慮・指導を行うが、万一、傷害及びその他の事故に遭遇したときは、日本スポーツ振興センターの適用範囲内で処理することとする。

18 入退(変更)部手続きについて

- (1) 入部を希望する生徒は、顧問から「部活動入部許可願（入部届）」の用紙をもらい記入し、保護者の捺印の上、保護者、顧問、生徒の話し合いを持ち、部活動費を添えて提出し許可を得る。
- (2) 退部を希望する生徒は、顧問や学級担任、保護者と相談し、「部活動退部届」（保護者及び担任の署名捺印をもらう）を顧問に提出し許可を得る。
- (3) 途中変更について
 - ① 入部後、その他の部活動に変更する場合は、休部届を提出すること。
 - ② 変更する部活動には1ヶ月間仮入部とする。その場合、各種の大会には出場できない。（競技の特性やルール、各部活動の決まり等を理解した上で大会に参加するため）
 - ③ 仮入部1ヶ月間、変更した部活動のルールや決まり等を理解し、遵守できると顧問が認めた場合、上記(2)の退部届を前部活動に提出し、入部届けを提出することができる。（部費は支払わず、登録費等は徴収する。）

19 活動費

- (1) 活動費は、年額5,000円を納入する。部活動総会の日には保護者同伴で顧問に納入する。その日納入できないものは、5月中に納入する。※マネージャーも同様
※途中入部（随時保護者同伴の下） ※7月から4,500円になる。
○生徒 → 部活動入部許可願+部費（残り月数×500円）→ 顧問へ
※途中で退部しても部活動費は返還しない。
- (2) 部活動に関する費用については、原則的に受益者負担とする。